

青梅の魅力発信
Instagramアカウント運用ポリシー

1 目的

画像共有アプリ「Instagram」(以下、インスタ)の機能を活用し、市民および訪問者視点の青梅市に関する情報の投稿を促進することで、自治体視点ではない青梅市の魅力発信につなげる。

2 公式アカウント情報

(1) ソーシャルメディアサービス名 Instagram (Instagram)

(2) アカウント名 asoboo_yo_ome

(3) InstagramアカウントURL

https://www.instagram.com/asoboo_yo_ome/

3 アカウント運用管理者

青梅市企画部秘書広報課

4 投稿者

(1) 当アカウントからの投稿者は、青梅市企画部秘書広報課の職員とする。

(2) 投稿する写真や動画は、本運用ポリシーに基づき、前号に掲げる職員が選考の上、当アカウントに投稿する。

5 投稿する写真・動画

当アカウントに投稿する写真・動画は、子育て世代をターゲットとした施設や公園に関する情報を中心に青梅市の魅力をアピールできる次のようなものとする。

ただし、大規模災害の発生など、緊急性があり、広く不特定多数に情報を発信する必要がある場合においては、市からの情報を発信することが出来るものとする。

(1) 青梅市内の風景、様子に関する情報

(2) その他、市の魅力発信につながると考えられるもの

6 利用者のコメント

(1) 当アカウントへのコメントに対しての返信は原則行わない。

(2) 当アカウントでは、市への意見・質問は取り扱わず、電話で受け付けることとする。

7 投稿者への連絡

ハッシュタグを利用したキャンペーンなどを実施した際に、投稿者等にダイレクトメッセージを送ることがある。

8 投稿における禁止内容

利用者が当アカウントにコメントを投稿するに当たり、次の事項に該当する内容を禁じる。

なお、投稿の内容が禁止事項に該当するおそれがあるとアカウント運営管理者が判断した場合は、事前に通告することなくコメントの削除等を行うことがある。

(1) 当アカウントの掲載内容に対して著しく乖離する場合

- (2) 法令などに違反又はそのおそれのある場合
- (3) 青梅市又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける場合
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する場合
- (5) 青梅市又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害する場合
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動など営利目的の場合
- (7) 人種、思想、信条などの差別又は差別を助長させる場合
- (8) 公序良俗に反する場合
- (9) 虚偽や事実と異なる内容及び単にうわさを助長させる場合
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定し、漏えいするなどプライバシーを害する場合
- (11) 有害なプログラムなどを含む内容又は含むと判断される場合
- (12) なりすましアカウントからの投稿と判断される場合
- (13) その他アカウント運営者が不適切と判断した場合

9 知的財産権について

当アカウントに掲載している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の知的財産権は、青梅市又は原作者に帰属するものとする。なお、青梅市が知的財産権を有するものについては、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められる場合は使用することを認めるが、転載の対象となる内容を変えず、出所を明記することを条件とする。

10 免責事項

- (1) 当アカウントでの情報発信は細心の注意を払って行われるが、情報の正確性、完全性及び有用性を保証するものではない。
- (2) ハッシュタグ「#遊ぼうよ青梅」「#あそぼうよ青梅」「#あそぼうよおうめ」「#遊ぼうよおうめ」を使用した投稿者のインスタグラム、その他SNS上での投稿や、当アカウントを介することで生じた直接・間接的な損失について、アカウント運営者は一切責任を負わないものとする。
- (3) 当アカウントに投稿されたコメントに関して、アカウント運営管理者は一切責任を負わないこととする。
- (4) 青梅市秘書広報課は、予告なく「おうめの魅力発信公式Instagramアカウント運用ポリシー」の変更又は当アカウントの運営を中止する場合があることとする。

11 運用

この運用ポリシーは、令和3年9月21日から適用する。